

2018年7月11日

各位

沖縄県労働金庫

台風8号に係る「ろうきん災害救援ローン」等の取り扱いについて

このたびの台風により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

沖縄県労働金庫(理事長 高良 恵一)は、被災者の皆様の早期の災害復旧と生活安定に資するための特別融資「災害救援ローン」ならびに「災害救援住宅ローン」の取り扱いを開始いたします。

ご相談につきましては、お気軽に各営業店窓口またはお客様相談デスクへお申しつけください。

記

1. 取扱期間 2018年7月12日(木)～2018年12月28日(金)まで

2. 「災害救援ローン」商品概要

対象となるお客様	① お勤めの方で、台風により被災された方 ② 保証機関の保証が受けられる方
お使いみち	申込人本人または3親等以内の親族のための次の範囲となります。 ※事業資金、投機目的資金、負債整理資金としてのご利用はできません。 (1) 生活資金 ① 災害復旧に要する生活資金 ② 災害時の当座の生活資金 ③ 生活資金として利用している他行等ローンの借換(※) ※上記①または②の資金の借入と合わせて申込する場合に限定します。 (2) 住宅資金 ① 被災住宅の修理・改修等の復旧工事費 ② 災害による住宅の建築費・購入費等 ③ 住宅資金として利用している他行等ローンの借換(※) ※上記①または②の資金の借入と合わせて申込する場合に限定します。
提出書類等	原則、公的機関で発行する罹災証明書(被災証明書等)およびお使いみち確認書類等のご提出が必要です。
融資限度額	500万円(10万円以上500万円以下)
返済期間	(1) 生活資金 10年以内(元金据置期間含む) (2) 住宅資金 25年以内(元金据置期間含む)
担保	無担保
保証機関	(一社)日本労働者信用基金協会

3. 「災害救援住宅ローン」商品概要

対象となるお客様	① お勤めの方で、台風により被害を受けた住宅の復旧・建て替え等の資金が必要な方 ② 保証機関の保証が受けられる方
お使いみち	申込人本人または3親等以内の親族の居住用住宅のための次の範囲となります。 ※事業資金、投機目的資金、負債整理資金としてのご利用はできません。 (1) 住宅資金 ① 被災住宅の修理・改修等の復旧工事費 ② 災害による住宅の建築費・購入費等 ③ 住宅資金として利用している他行等ローンの借換 (※) ※上記①または②の資金の借入と合わせて申込する場合に限定します。
融資限度額	1億円 (100万円以上1億円以下)
提出書類等	原則、公的機関で発行する罹災証明書 (被災証明書等) およびお使いみち確認書類等のご提出が必要です。
返済期間	3年以上40年以内 (元金据置期間含む)
担保	有担保 (融資の対象となる被災住宅とその土地に第一順位の普通抵当権を設定)
保証機関	(一社) 日本労働者信用基金協会

4. その他

罹災証明書 (被災証明書等) の提出ができない場合は、福祉ローンでのお取り扱いとなります。

以上

【お問合せ先】

■店舗のご案内 窓口営業時間/平日(月~金)9:00~15:00

本店営業部 ☎098(861)0118 コザ支店 ☎098(937)1189 おもろまち支店 ☎098(867)1515 宮古支店 ☎0980(72)3678
名護支店 ☎0980(52)2844 普天間支店 ☎098(892)4416 県庁出張所 ☎098(861)0894 八重山支店 ☎0980(82)3727
具志川支店 ☎098(972)3333 浦添支店 ☎098(877)3301 与那原支店 ☎098(946)4710

■お客様相談デスク ☎0120-602-040 平日(月~金)9:00~17:00 ※当金庫の休業日は除きます。

